

西東京市

高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (第5期)

平成24年度～26年度

概要版

いつまでもいきいきと
安心して暮らせるまち 西東京市

—みんなでつくる豊かな高齢社会—



平成24年3月

西東京市

1 計画の趣旨と概要

1 計画の背景と趣旨

西東京市は平成23年1月に新市誕生から10周年を迎えました。近年は鉄道路線の延長、都市化の進展に伴い人口増が続いていますが、高齢化の状況をみると、平成23年10月1日現在の人口は197,973人、高齢者数は40,668人、高齢化率は20.5%と、5人に1人が高齢者となっています。今後はいわゆる「団塊の世代」が65歳以上となることから、本格的な高齢社会を迎えます。この超高齢社会を見据え、財政状況を勘案しながら持続可能なサービス提供と安心して生活できる高齢者の保健福祉施策を進めていく必要があります。さまざまな課題や問題点を市民と共有し、知恵と力を出し合いながら、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

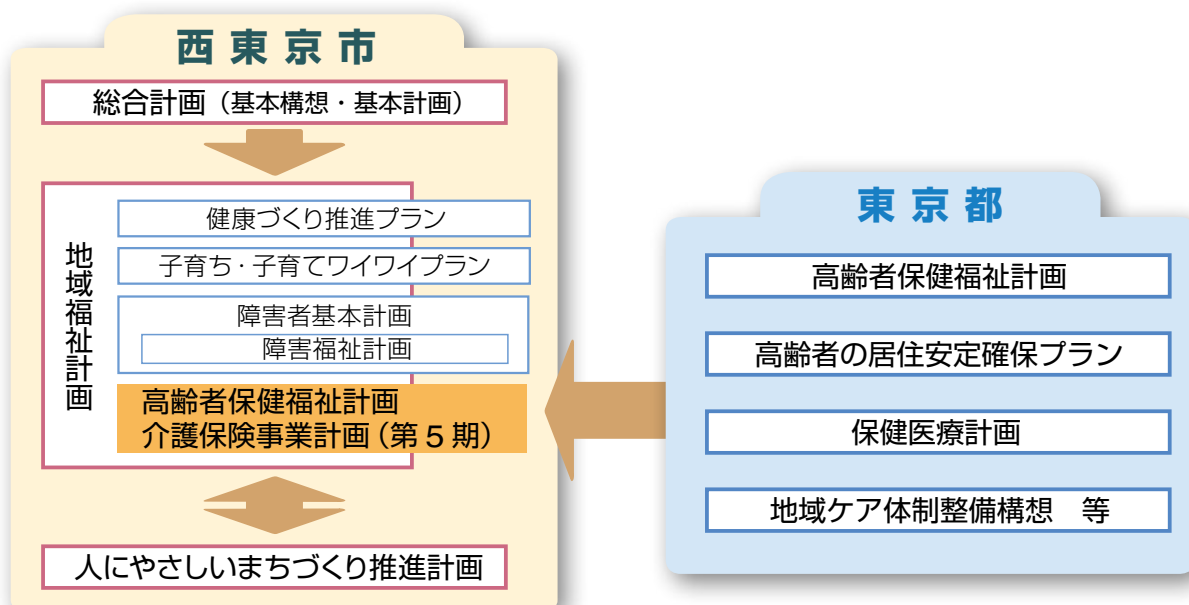
本計画では、高齢者を取り巻く環境の変化を捉え、国や東京都の動向や、これまで進めてきた施策の現状や課題を踏まえながら、今後3年間にわたる西東京市の高齢者保健福祉の施策の方向性や、介護保険事業について、体系化し策定するものです。

2 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）」は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定した計画で、介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画に包含されるものです。

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は、「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

図表 計画の位置づけ



3 計画期間

本計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの3年間を計画期間とします。なお、計画最終年度である平成 26 年度には、高齢者を取り巻く今後の諸状況等の変化を踏まえ、計画の見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1) 高齢者保健福祉計画検討委員会と介護保険運営協議会

本計画は、高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会による検討を踏まえ、策定しています。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画が調和のとれた整合性のある計画となるよう、高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会を構成する委員の皆さんに両組織の委員として兼任していただきました。

(2) アンケート調査

市民や事業者等の実態や意向等を踏まえた計画としていくために、平成 23 年 2 月に市民や事業者に対して9種類のアンケート調査を実施しました。また、詳細な前回調査との比較の実施、東日本大震災後の意識の変化を探るため、平成 23 年 5 月に市民に対して2種類のアンケート調査をフォローアップ調査として実施しました。

(3) グループインタビュー

アンケート調査では抽出しきれなかった市民の福祉ニーズや、NPO、地域活動団体が活動を進めるにあたっての課題を抽出し、具体的施策につなげるため、平成 23 年 6 月から 7 月に、市内で活動をしている NPO、地域活動団体等を対象としてグループインタビューを実施しました。

(4) パブリックコメント

計画素案に対し、市民の皆様から幅広いご意見を聴取するため、平成 23 年 12 月にパブリックコメントを実施しました。

(5) 市民説明会

市民へ計画の内容を説明し、意見交換することを目的として、平成 23 年 12 月に市民説明会を実施しました。

2 計画の考え方

1 基本理念

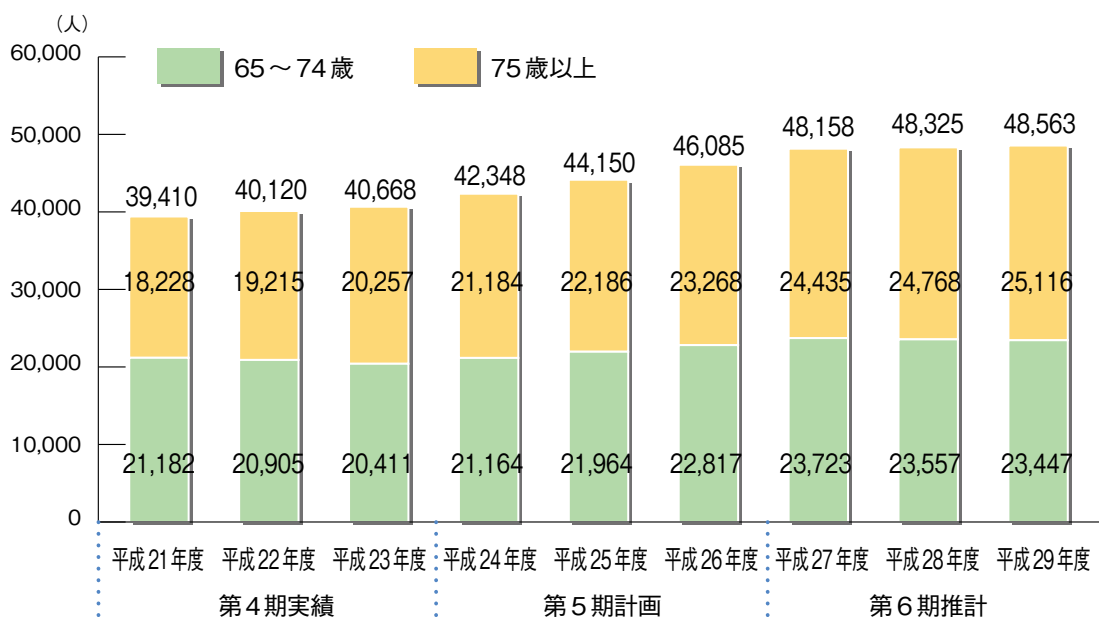
本計画では、西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）の基本理念を継承し、「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市 ーみんなでつくる豊かな高齢社会ー」を基本理念として定めます。

いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち
西東京市
ーみんなでつくる豊かな高齢社会ー

2 将来指標

本計画の前提である高齢者人口は、今後も増加傾向で推移し、第5期計画の最終年度である平成26年度には46,085人となり、平成23年度の40,668人から5,417人増加するものと見込みます。

図表 将来の高齢者人口



※平成21～23年度は西東京市住民基本台帳及び外国人登録人口による（各年10月1日現在）。
※平成24年度以降は西東京市人口推計による。

3 基本方針

基本理念の実現に向け、本計画では5つの基本方針を定めます。

基本方針 1 地域包括ケアシステムの実現

地域包括支援センター等の機能を充実するとともに、医療をはじめとしたさまざまな地域資源を活かし、連携を強めることによって、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を実現します。

基本方針 2 生きがい・健康づくり、介護予防事業の展開

社会参加や就労への支援、市民が自主的に運動のできる環境づくり、主体的な健康づくり活動を支援するとともに、生活機能の衰えをいち早くとらえ、生活機能の向上を図る介護予防のしくみなどの充実を図ります。

基本方針 3 利用者の視点に立ったサービス提供の実現

適切な情報提供や、介護サービス事業者等との協力の強化によって、介護サービスの質の確保と安定的な介護サービス提供に向けた取組を進めます。

また、高齢者が自立し、安心・安全な生活を継続できるように、介護保険サービスを補完する生活支援サービス等の福祉サービスを充実させていきます。

基本方針 4 住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現

地域の人たちが支え合って、地域のさまざまな問題を解決する力がより強く求められているため、市民一人ひとりが「地域でお互いに助け合い、支え合う」意識を醸成し、地域で支え合うしくみづくりを進める必要があります。

そして、今後も増加が予想される認知症高齢者や一人暮らし高齢者等を地域で見守り、孤立しがちな家族介護者への支援を充実させ、住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現を目指します。

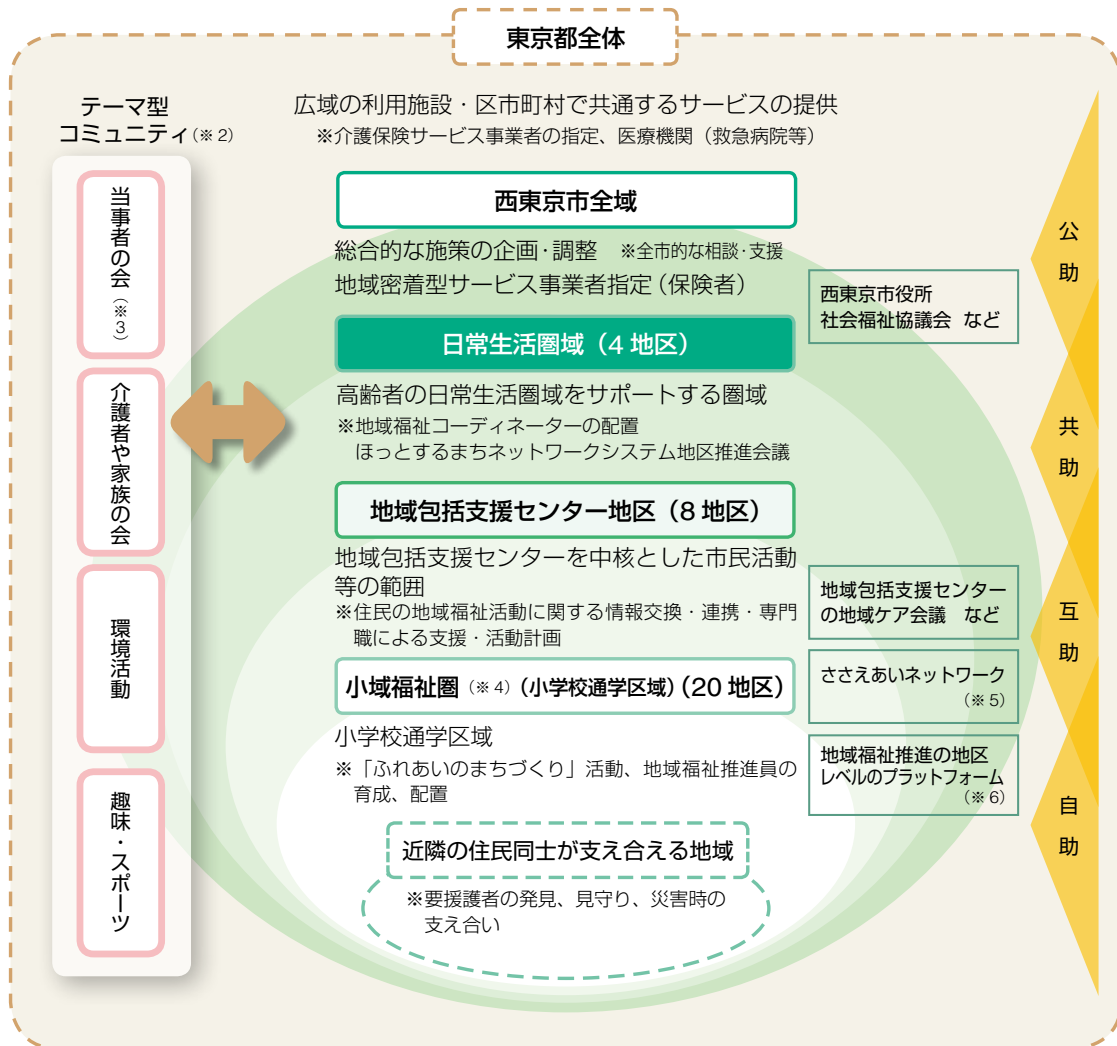
基本方針 5 安心して暮らせる住まいとまちの実現

高齢者が安心して暮らせる住まいとまちを実現するために、公共施設等のバリアフリー化の推進と、高齢者の多様な住居ニーズに合った支援とともに、防災・防犯の面等、いざという時に助け合えるまちづくりを進めます。

4 圏域設定の考え方

西東京市では、福祉サービスの提供や支え合い活動の「取組」や「しくみづくり」を効果的に展開していくために、4層の圏域(市全域、日常生活圏域(4地区)、地域包括支援センター地区(8地区)、小域福祉圏(20地区))を設定しています。

図表 西東京市の圏域設定(※1)のイメージ



※1 西東京市の圏域設定: 市内を4つの圏域に分け、1圏域は地域包括支援センター2地区で構成されています。
 ※2 テーマ型コミュニティ: 趣味やいきがづくりから、福祉、環境分野の活動団体など、地域にとらわれない多様な活動を行っている、近年増加しつつあるコミュニティ。
 ※3 当事者の会: 困難や悩みを抱えた人が、同様な問題を抱えている人とともに当事者同士のつながりで結びついた集団。
 ※4 小域福祉圏: 小学校通学区で、市内20地区となっています。第2期西東京市地域福祉計画(平成21~25年度)の「小域福祉圏」と同じ地区割、名称です。

※5 ささえあいネットワーク: 一人暮らし、高齢者のみの世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、ささえあい協力員やささえあい協力団体(地域の事業所など)、民生委員、地域包括支援センター及び市が相互に連携し合うしくみ。
 ※6 プラットフォーム: 公的・民間、団体・個人、有償・無償など、さまざまなささえあいによって、市民の多様なニーズに対応することが可能となる協働・連携のシステム。

3 重点施策

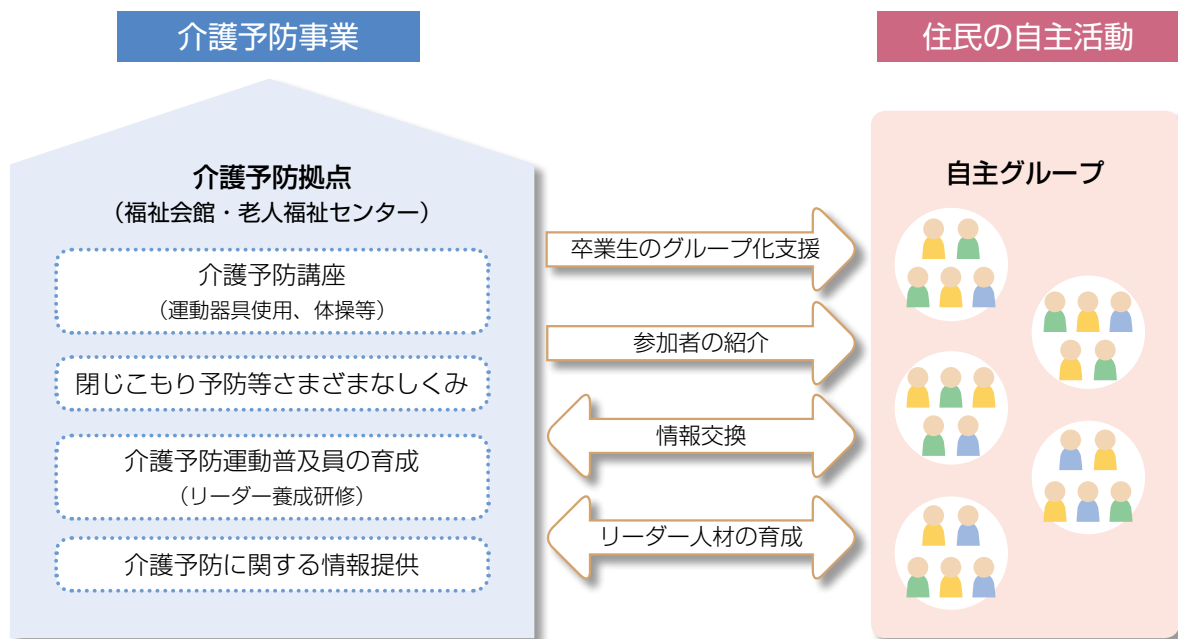
西東京市の独自性を活かせるよう、西東京市が実施しているさまざまな施策を組み合わせるとともに、さまざまな社会資源と連携を図りながら、次の3点を重点施策として進めていきます。

1 介護予防事業の重点的展開

誰もが住み慣れた地域で健康に暮らし続けることを目指して、元気な高齢者の介護予防から、二次予防事業対象者の介護予防まで重点的に展開します。

- ▽介護予防事業拠点（福社会館、老人福祉センター）の整備
- ▽福社会館、福祉センターでの取組の充実
- ▽自主グループ活動への支援

図表 地域での介護予防の展開

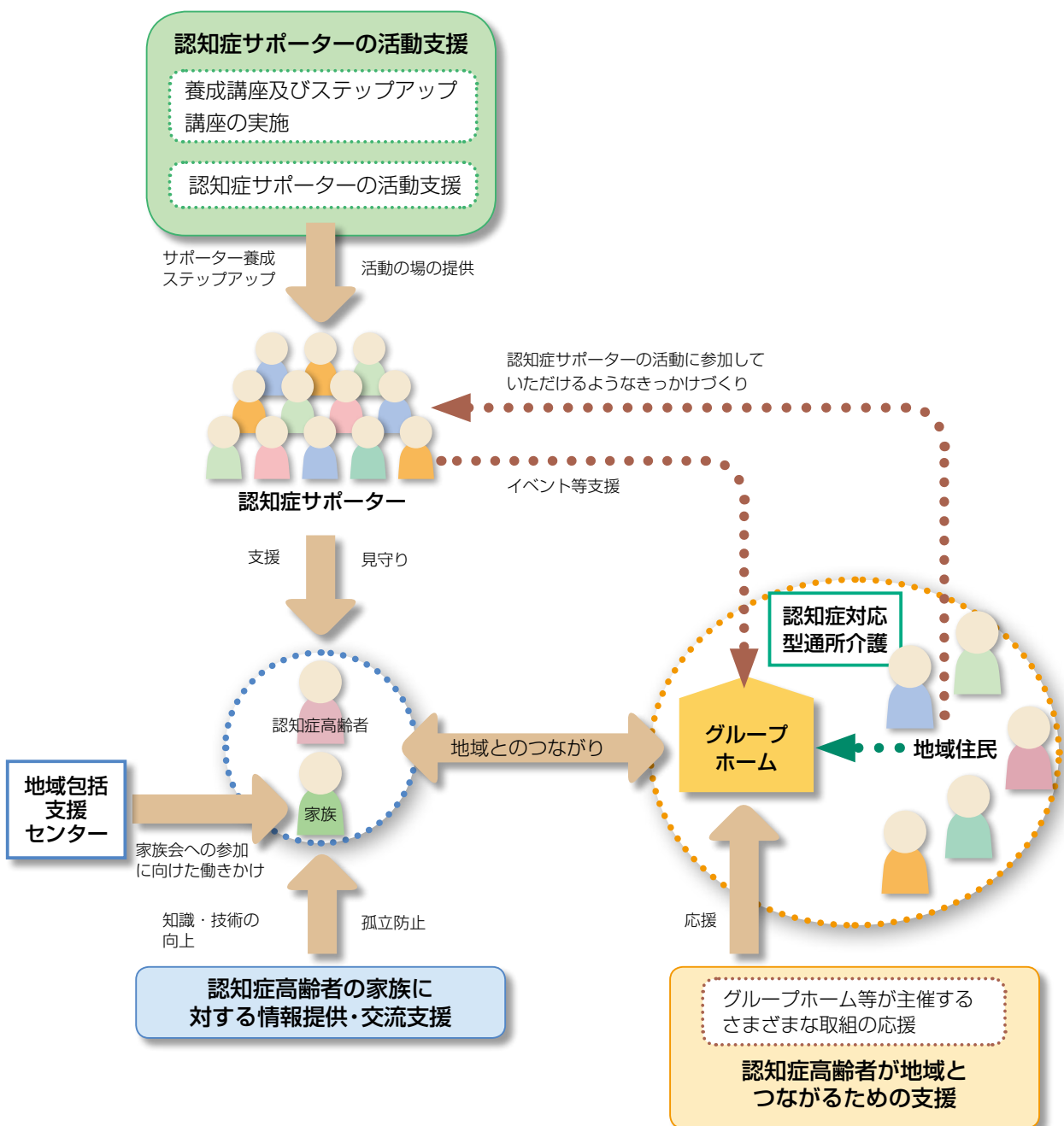


2 認知症の人とその家族への支援

認知症の人、地域住民と交流する中で“その人らしさ”を発揮することができ、地域の一員であることを実感できる取組を展開します。

- ▽認知症サポーターの活動支援
- ▽認知症高齢者が地域とつながるための支援
- ▽認知症高齢者の家族に対する情報提供、交流支援

図表 認知症の人とその家族への支援

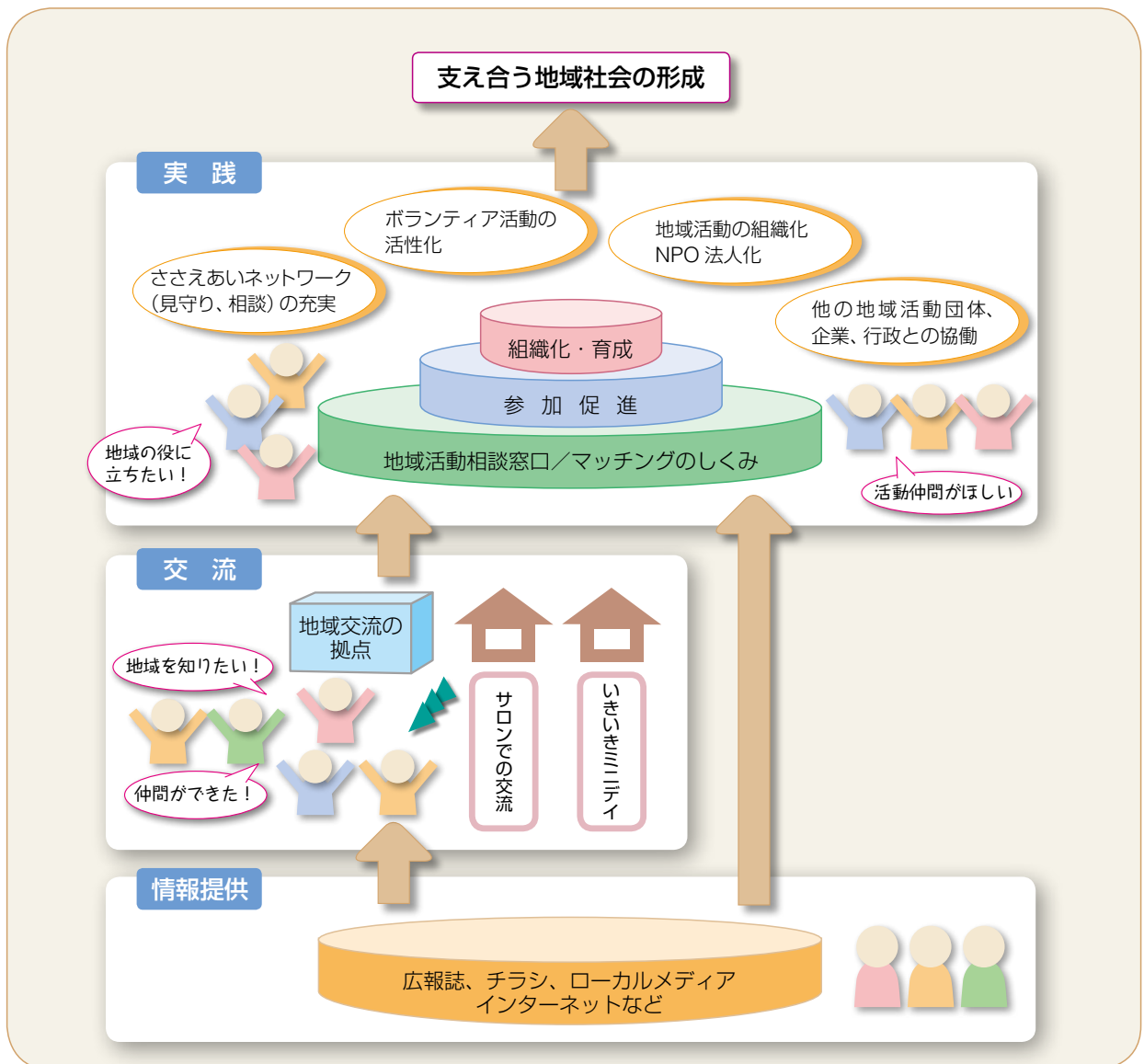


3 孤立化防止と支え合う地域社会の形成

高齢者の孤立化を防ぎ、住み慣れた地域で安心して継続して生活できるように、さまざまな見守りのしくみの役割を明確にし連携しながら、地域のネットワークをきめ細かく張り巡らせます。また、高齢者自らが知識・技術・経験などを積極的に活かし、生きがいを持って、地域活動に参加することによって、支え合う地域社会の形成を進めます。

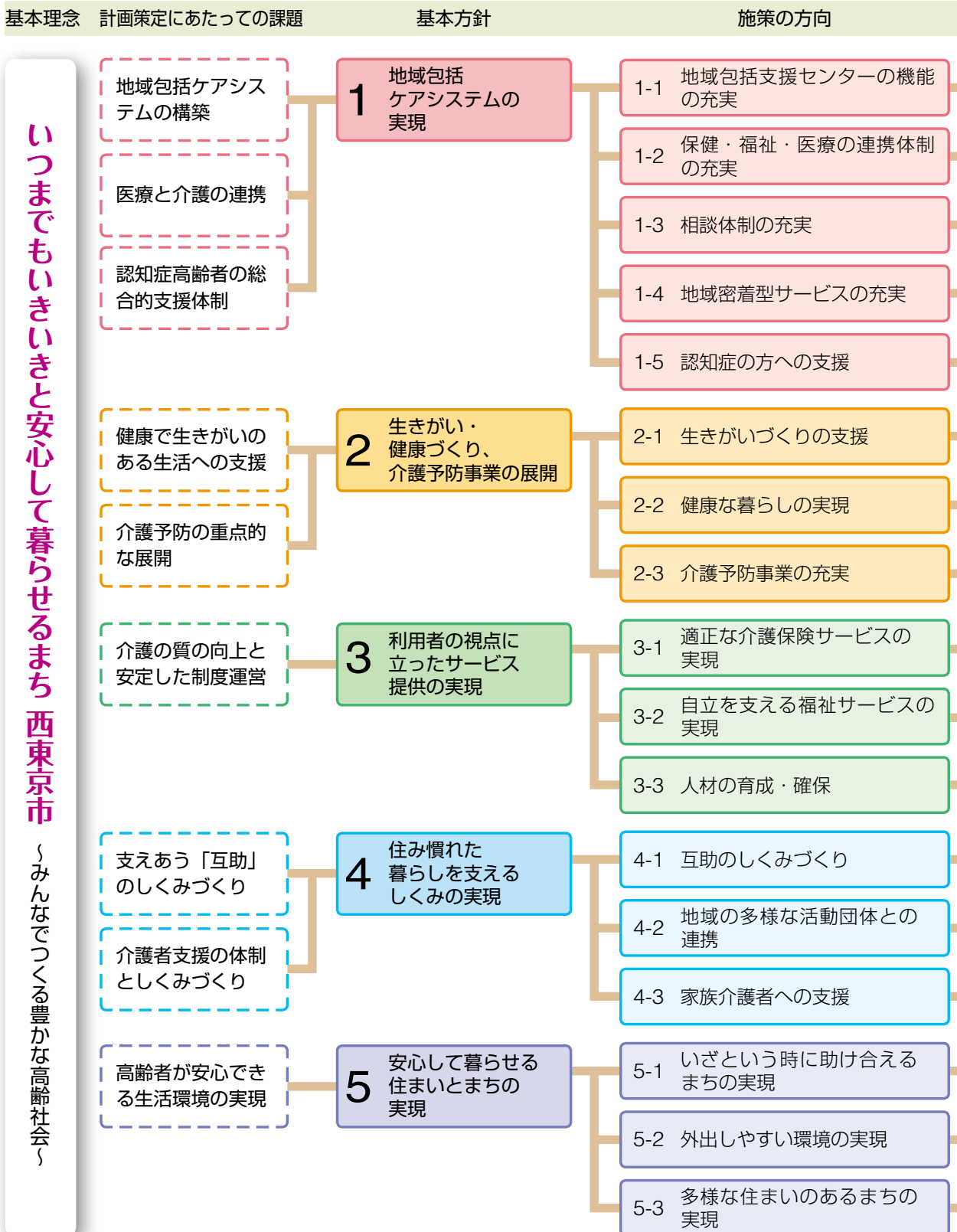
- ▽地域の福祉課題を地域住民自らが発見し解決するしくみ（ほっとするまちネットワークシステム）の推進
- ▽ささえあいネットワーク（支え合う地域社会の形成を進めるためのしくみづくり）の拡充
- ▽地域活動への参加を促進する情報提供の推進
- ▽地域交流の場づくりの推進

図表 支え合う地域社会のイメージ



4 計画の体系

基本理念を実現するために、市民への調査等からの課題を踏まえ、第4期計画の体系を見直し、新たに5つの基本方針に沿って施策を推進します。



主な施策

◆ 地域包括支援センターの充実

◆ 在宅療養を支えるための後方支援体制の構築、◆ 多職種連携のための相互理解・情報の共有、
◆ 看取りについての教育、市民への意識啓発、◆ 在宅歯科医療連携の推進

◆ 総合相談体制の充実、◆ 苦情相談体制の充実

◆ 小規模多機能型居宅介護サービスの充実、◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の導入の検討、
◆ 地域密着型サービスの指導検査体制の強化

◆ 認知症高齢者を地域で支えるしくみの充実、◆ 認知症の予防と認知症ケアの充実、
◆ 若年性認知症を含む第2号被保険者への支援

◆ ボランティア活動、NPO 活動への参加促進、◆ 生きがいづくりの場の整備・充実、
◆ 高齢者クラブ活動への支援、◆ シルバー人材センターとの連携強化 等

◆ 健康づくりの支援、◆ 健康診査等の継続実施、◆ 老人福祉センター・福祉会館の再整備を含めた検討、
◆ 健康づくりに取り組む自主グループの育成支援 等

◆ 介護予防に関する意識啓発・情報提供の充実、◆ 自主グループの支援、◆ 介護予防事業対象者の把握、
◆ 魅力ある介護予防事業のプログラムの研究 等

◆ サービスに関する情報提供の充実、◆ サービス提供体制の充実、◆ サービスの質の確保、
◆ 負担軽減への支援 等

◆ 介護保険外の福祉サービスの提供（配食、緊急通報システムの設置、認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付サービス等）、◆ 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の普及と活用促進 等

◆ 介護人材確保の支援策の検討、◆ 介護従事者に対するワークライフバランスの推進の支援、
◆ 介護人材の育成・質の向上、◆ 講習や研修会の情報提供 等

◆ 地域での支え合い活動の推進、◆ 多世代の交流促進、◆ NPO（非営利活動組織）の育成・連携、
◆ ボランティアの育成、◆ 「ささえあいネットワーク」の推進 等

◆ 地域活動の拠点の整備（社会福祉協議会との連携）、◆ 地域の見守り活動の充実

◆ 家族会・介護者のつどいの支援、◆ 家族介護者の負担軽減のためのショートステイ等の充実、
◆ 家族介護者の専門相談事業の実施、◆ 高齢者虐待防止のための意識啓発 等

◆ 災害時要援護者の支援体制の整備、◆ 地域の防犯体制の整備、◆ 防犯意識の啓発・情報提供、
◆ 消費者保護のしくみづくり 等

◆ 外出支援サービスに関する適切な情報提供、◆ 高齢者等外出支援サービス、
◆ 歩道やバス停留所等のバリアフリー化の整備・推進、◆ 施設のバリアフリー化の推進

◆ 養護老人ホームへの入所、◆ 自立支援住宅改修費給付サービス、◆ 高齢者住宅改造費給付サービス、
◆ 住宅に関する情報提供、◆ 高齢者アパートの提供、◆ シルバーピアの運営

5 介護保険事業計画の考え方

1 基本的考え方

介護保険事業計画（第5期）では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めることが目標となっています。

西東京市においても、住み慣れた地域で、在宅での介護・医療サービスや生活支援サービスを利用しながら、安心して暮らし続けられる地域密着型のシステムづくりを進めます。

また、要介護度が重度になっても、在宅で、あるいは必要となる施設において、地域とも関わりを持ちながら質の高いサービスが受けられるような環境づくりを目指します。そのための専門職や地域人材の育成を進める施策を推進することとあわせ、一人ひとりが介護に関心をもって、取り組むことができる地域での支え合い、意識の醸成を推進します。

さらに、これから団塊の世代が高齢期にさしかかり、後期高齢者となる2025年までに、多くの高齢者が元気で暮らし続けることができる、健康や介護予防のまちづくりを目指します。

2 地域密着型サービスの充実

西東京市では、これまでも地域密着型サービスの展開を進めてきました。第5期計画においても、平成24年度に整備される介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設ともあわせ、地域密着型サービスの充実を図ります。

安心して在宅生活を送ることができるための支援として、第4期計画で導入した夜間対応型訪問介護に加え、第5期計画では新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護の導入に向けて検討します。

また、通所系・居住系サービスは日常生活圏域ごとに偏りなく整備し、介護が必要になっても住み慣れた地域とのつながりを持ちながら、暮らせるための支援を行います。

図表 第5期地域密着型サービスの整備計画

年度	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症高齢者グループホーム	小規模介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（新設）
現在		8施設（129人）	—	15ユニット（134人）	—	各圏域に1箇所程度
24		2施設（24人）	1施設（25人）	2ユニット（18人）	—	
25	市内全域で1事業所	—	3施設（75人）	6ユニット（54人）	—	
26		—	—	—	—	
計		10施設（153人）	4施設（100人）	23ユニット（206人）	—	

※年度欄の“現在”は、平成23年度までの計画達成値 ※平成24～26年度の数値は各年度の新規整備量

※認知症高齢者グループホームは、小規模多機能型居宅介護との併設に限る。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、法改正により平成24年4月に新設される制度

3 介護予防事業の充実

(1) 西東京市の介護予防事業

西東京市では、高齢者がいつまでも元気で、生きがいをもって暮らしていけるよう、健康な暮らしの実現のための健康づくりと介護予防を推進しています。

これまで、通所型の介護予防事業を中心に事業を進めており、福祉会館、老人福祉センター、民間スポーツクラブ等で介護予防事業や講座を展開してきました。

介護予防については、今後も引き続き、高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう、介護保険制度の地域支援事業での展開を行います。

(2) 地域支援事業の考え方

「地域支援事業」は平成 18 年度の制度改正で創設され、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、西東京市が実施する事業です。

地域支援事業は「介護予防事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つに区分されています。

「介護予防事業」には、元気な高齢者を対象とする事業と、市が実施した基本チェックリストの判定結果、医師より要支援・要介護状態になる可能性があるかと判断された方（二次予防事業対象者）を対象とする事業があります。いずれも、訪問や介護予防拠点を中心とした通所によるサービスを展開しています。

今後も、地域包括支援センターが中心となり、関係機関とも幅広く連携しながら介護予防の充実を進めます。

また、「包括的支援事業」には、地域包括支援センターの事業、ケアマネジメント環境整備事業等があります。「任意事業」には、在宅介護教室、認知症高齢者徘徊位置探索事業等があります。

4 施設整備

第5期計画期間中には、西東京市内に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が1か所、介護老人保健施設が2か所の開設する予定であり、施設サービスの利用者数、給付費の見込みは、これらの施設の整備を反映したものとなっています。

図表 第5期計画期間中に整備する施設サービス

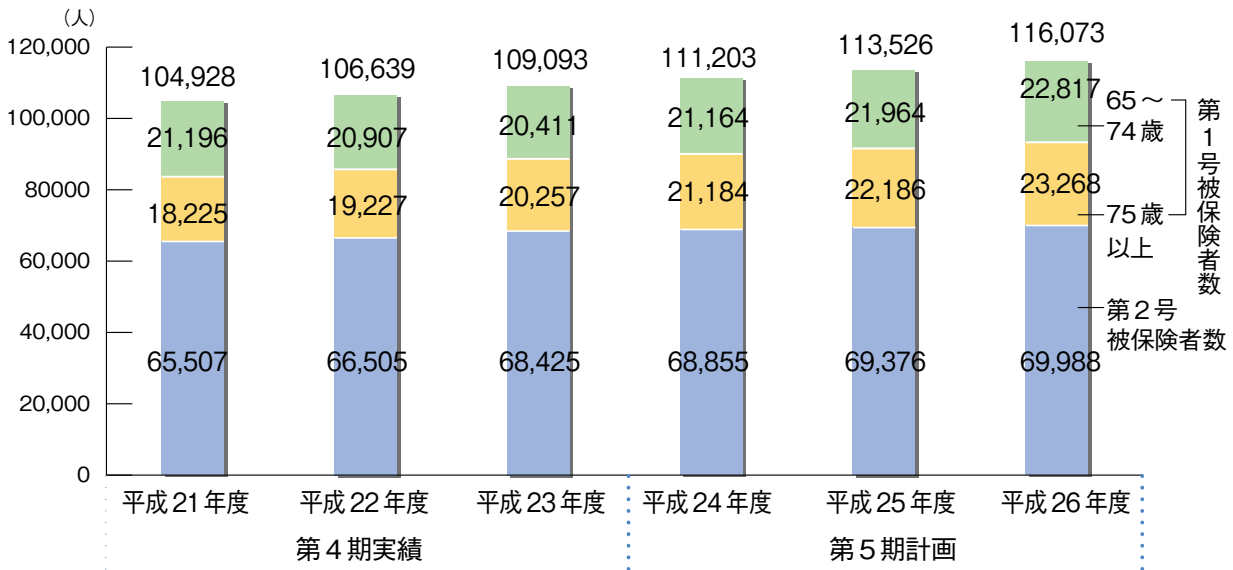
サービス名	施設名	住所	開設時期
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	福寿園ひばりが丘	ひばりが丘3丁目	平成24年6月予定
	武蔵野徳洲苑	向台町3丁目	平成24年5月予定
介護老人保健施設	葵の園・ひばりが丘	ひばりが丘3丁目	平成24年5月予定

6 介護保険事業の見込み

1 被保険者数

西東京市の第1号被保険者数は、平成23年度(10月1日現在)の40,668人から平成26年度(第5期計画期間の最終年度)には、46,085人と13%程度の増加を見込みます。

図表 被保険者数の推移

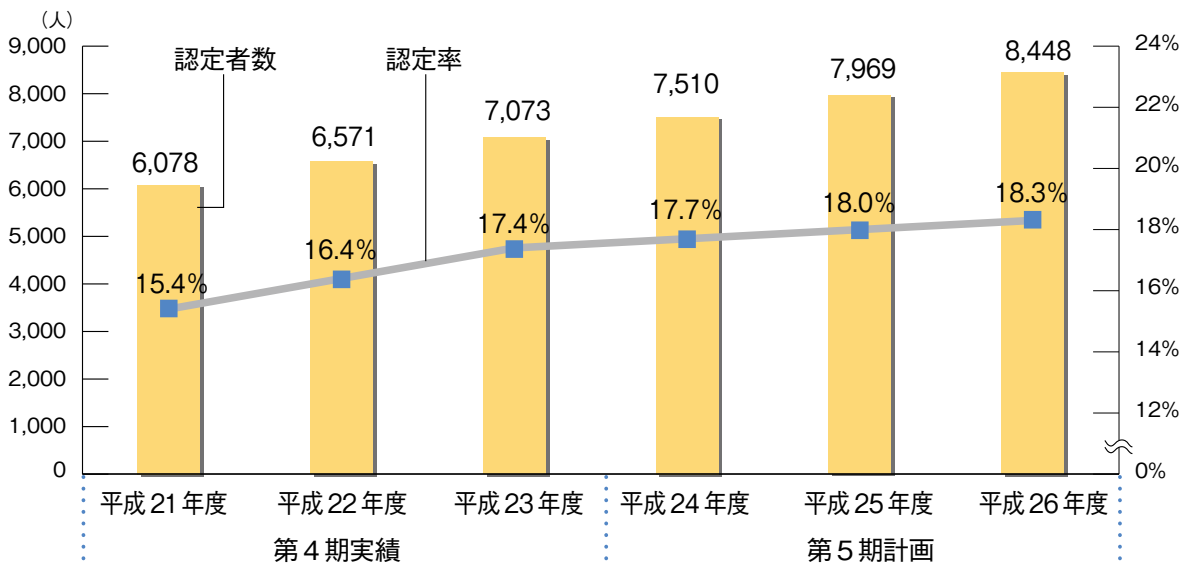


2 認定者数

認定者数は、平成23年度(10月1日現在)の7,073人から平成26年度には、8,448人と19%程度増加し、対前年度比で6%程度の増加を見込みます。

認定率(対第1号被保険者)は平成23年度の17.4%から、平成26年度には18.3%になると見込みます。

図表 認定者数の推移

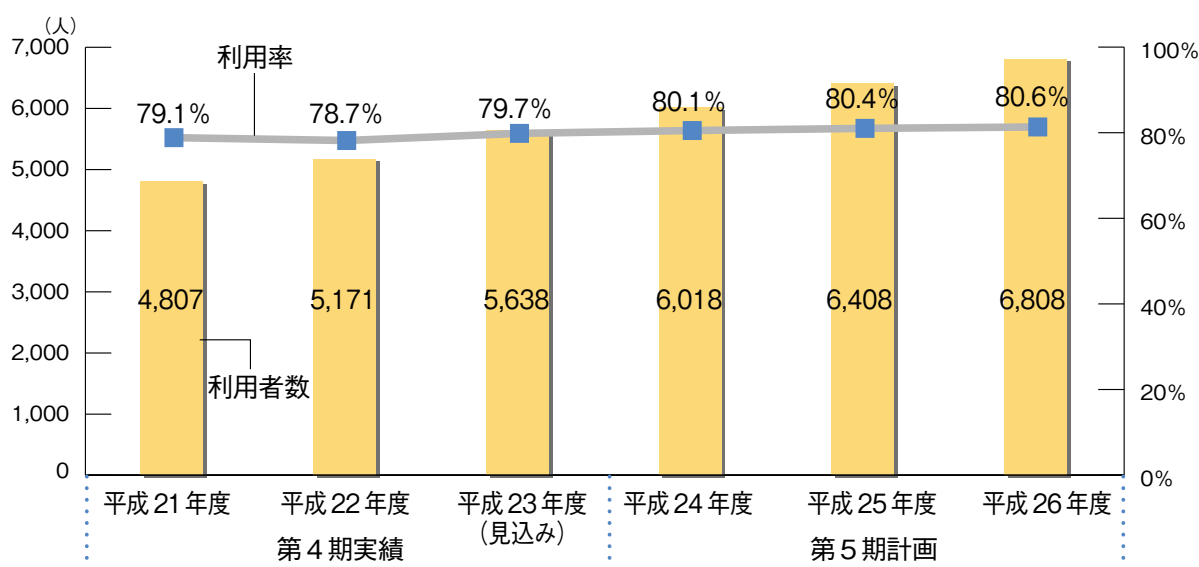


3 利用者数

今後見込まれている認定者数の増加に伴い、介護保険サービスの利用者数も増加傾向で推移し、平成 23 年度の 5,638 人から、平成 26 年度には 6,808 人へと 21% 程度の増加を見込みます。

認定者に占める利用者の割合（利用率）については、平成 23 年度から平成 26 年度にかけて 79.7% から 80.6% の増加を見込みます。

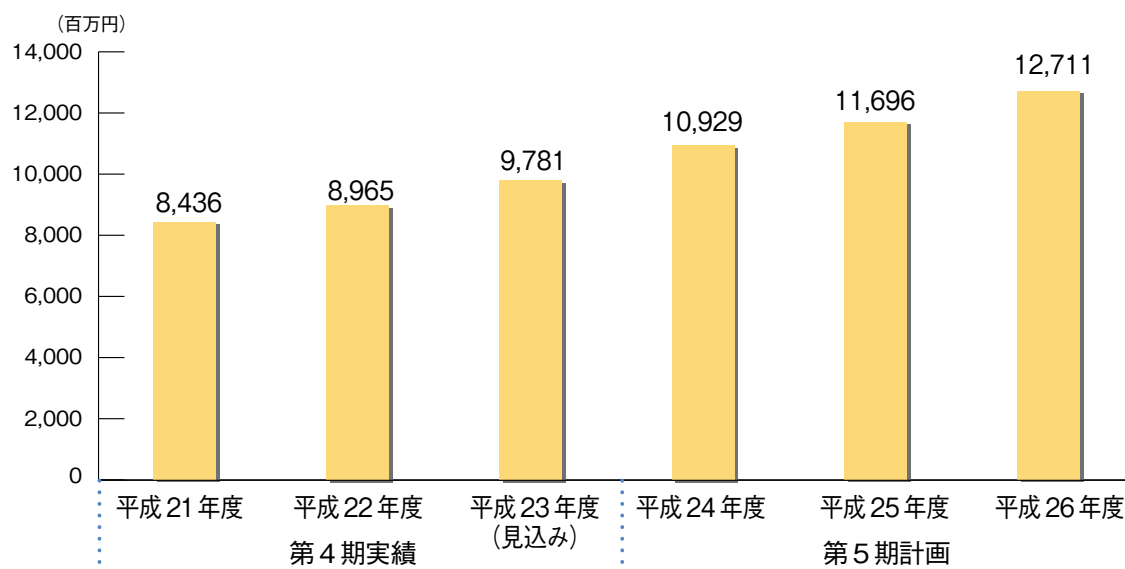
図表 利用者数の推移



4 給付費

利用者数の増加等に伴い、給付費についても平成 23 年度の約 97 億 8 千万円から、平成 26 年度には約 127 億 1 千万円にまで増加するものと見込みます。

図表 給付費の推移



7 介護保険財政

1 標準給付費

総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額などを加えた標準給付費は、3年間（平成24～26年度）で約372億円と見込みます。

図表 標準給付費

（単位：千円）

	第5期計画			合計 (3年間)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
介護給付費	10,418,283	11,138,547	12,105,540	33,662,370
予防給付費	510,939	557,408	605,590	1,673,937
総給付費	10,929,222	11,695,955	12,711,130	35,336,307
特定入所者介護サービス費等給付額	323,493	343,493	363,493	1,030,479
高額介護サービス費等給付額	215,229	233,320	251,598	700,147
高額医療合算介護サービス等給付費	27,000	28,000	29,000	84,000
保険給付費	11,494,944	12,300,768	13,355,221	37,150,933
算定対象審査支払手数料	14,960	16,306	17,774	49,040
合計	11,509,904	12,317,074	13,372,995	37,199,973

2 地域支援事業費

地域支援事業費については、保険給付費の3%に相当する約11億1千万円を見込みます。

図表 地域支援事業費

（単位：千円）

	第5期計画			合計 (3年間)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
地域支援事業費	313,639	369,023	431,866	1,114,528

3 財源構成

事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・都・西東京市の負担金によって構成されています。

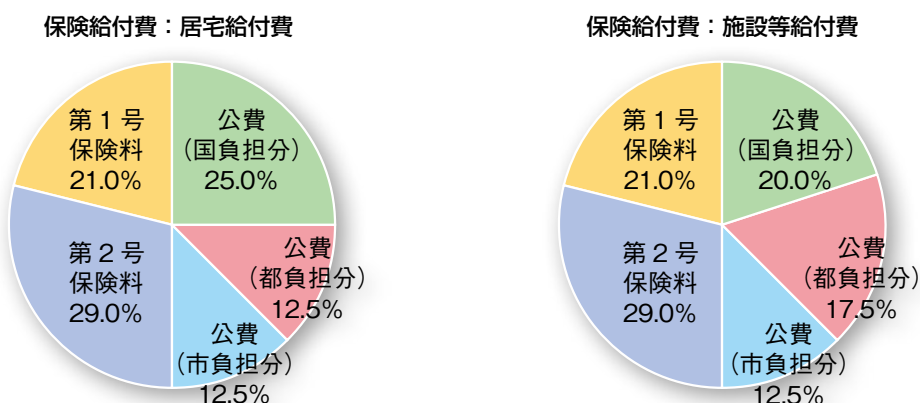
第1号被保険者の負担割合は、第5期計画では第1号被保険者の増加により21%となり、それに伴い第2号被保険者の負担割合も29%となりました。

なお、第2号被保険者の介護保険料は加入している医療保険ごとに決まり、医療保険料と一括で徴収されます。

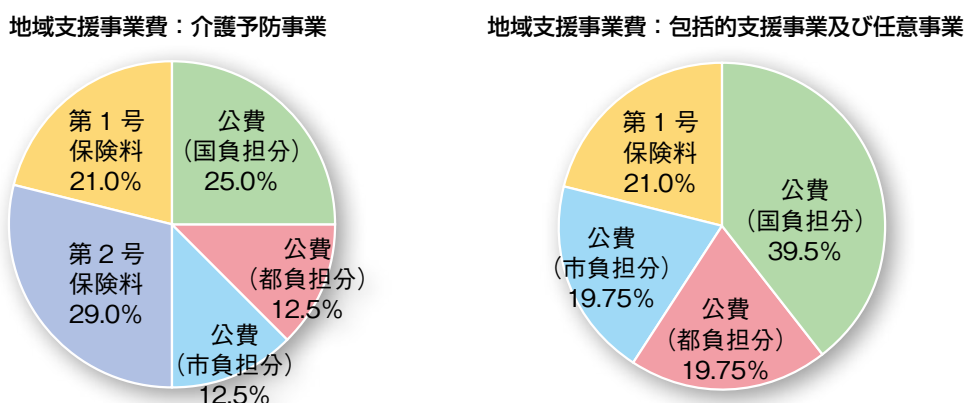
各医療保険者は、第2号被保険者の数に応じた額を社会保険診療報酬支払基金（支払基金）に納付し、支払基金は、全国の医療保険者から集めた納付金を各介護保険者に交付するしくみとなっています。

図表 財源構成

○保険給付費の財源構成



○地域支援事業費の財源構成



※施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護にかかる給付費
 ※居宅給付費：施設等給付費以外の保険給付費
 ※保険給付費における国の負担割合には調整交付金を含みます。

8 第1号被保険者保険料設定の考え方

1 保険料負担段階の設定について

保険料負担の所得段階別設定については、第4期における12段階（特例第4段階を含む）から、さらに多段階化をすすめ、15段階（特例第3段階、特例第4段階を含む）として、被保険者それぞれの負担能力に配慮した保険料を設定します。

【低所得者に配慮した所得段階及び保険料率の設定】

第4期で設定した特例第4段階を継続するとともに、低所得者に対する保険料上昇の影響が過大となることがないように、新たに特例第3段階を設定します。

また、第3段階及び特例第3段階の保険料率の引き下げを行います。

【負担能力に応じた保険料負担を行うための所得段階設定】

被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな保険料設定を行うための段階設定を行います。

○第4期における第7段階（住民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の方）及び第11段階（住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方）について、それぞれ2段階に細分化します。

なお、第5期の各段階の対象者については20ページをご覧ください。

第4期		第5期	
所得段階	保険料率	所得段階	保険料率
第1段階	0.43	第1段階	0.43
第2段階	0.43	第2段階	0.43
第3段階	0.68	特例第3段階	0.64
特例第4段階	0.88	第3段階	0.67
第4段階	1.00 (基準額)	特例第4段階	0.88
第5段階	1.15	第4段階	1.00 (基準額)
第6段階	1.25	第5段階	1.15
第7段階	1.50	第6段階	1.25
第8段階	1.70	第7段階	1.50
第9段階	1.80	第8段階	1.60
第10段階	1.90	第9段階	1.75
第11段階	2.00	第10段階	1.85
		第11段階	1.95
		第12段階	2.10
		第13段階	2.20

2 介護給付費準備基金の取り崩しについて

第1号被保険者の保険料は、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、西東京市では、中長期的に安定した財源確保を可能とする観点から、「西東京市介護給付費準備基金条例」を制定し、各年度の余剰金の範囲内で積み立てを実施しています。

第4期計画の保険料設定にあたっては、介護給付費準備基金を活用し、保険料の上昇の抑制を図りました。第5期計画においてもこの基金を活用し、第1号被保険者の保険料の上昇の抑制を図ります。

3 財政安定化基金の取り崩しによる交付金の活用について

介護保険法の改正により、都道府県に設定されている財政安定化基金を取り崩すことが可能となり、取り崩した額の3分の1に相当する額が市町村に交付されることとなりました。財政安定化基金の交付を受けて、第1号被保険者の保険料の上昇の抑制を図ります。

4 保険料収納率について

第5期事業計画の予定保険料収納率については、今までの収納実績を考慮し、第4期に引き続き98.3%とします。

5 調整交付金について

調整交付金とは、所得が全国平均よりも低く、また、後期高齢者が多いことにより介護保険の財源が不足することがないように、国が各地方自治体の財源5%程度を交付金として拠出し、自治体間の格差を調整するものです。

第5期事業計画での調整交付金の割合は3.91%と見込みます。

9 第1号被保険者保険料

西東京市の第1号被保険者の第5期計画の介護保険料は、特例第3段階、特例第4段階を含め15段階制、基準月額額は5,115円となります。

所得段階	対象者	保険料率	第5期 保険料額	(参考) 第4期 保険料額
第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者であって、世帯全員が住民税非課税の方	0.43	26,400円 (2,200円)	20,400円 (1,702円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.43	26,400円 (2,200円)	20,400円 (1,702円)
特例 第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高く120万円以下の方	0.64	39,200円 (3,274円)	32,200円 (2,692円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円より高い方	0.67	41,100円 (3,428円)	
特例 第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.88	54,000円 (4,502円)	41,700円 (3,484円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	基準額 1.00	61,300円 (5,115円)	47,400円 (3,958円)
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	70,500円 (5,883円)	54,600円 (4,552円)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	76,700円 (6,394円)	59,300円 (4,948円)
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	1.50	92,000円 (7,673円)	71,200円 (5,937円)
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.60	98,200円 (8,184円)	
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.75	107,400円 (8,952円)	80,700円 (6,729円)
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	1.85	113,500円 (9,463円)	85,400円 (7,125円)
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	1.95	119,700円 (9,975円)	90,200円 (7,521円)
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	2.10	128,900円 (10,742円)	94,900円 (7,916円)
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	2.20	135,000円 (11,253円)	

※ 保険料額の上段は年額、下段は月額。

※ 保険料額は年額で決定するため、月額はいくまで目安であり実際の徴収額とは異なります。